

京都市告示第676号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、一般財団法人地域総合整備財団を京都市公金収納受託者とし、京都市地域総合整備資金貸付金の償還金の徴収事務を委託します。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)